

2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）
試験科目：公法（憲法）

問題

薬事法（当時）が薬局開設許可の要件として定めていた適正配置規制は憲法 22 条 1 項に違反すると判断した最高裁判決（最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁〔昭和 50 年判決〕）に関して、下記の小問 1～小問 5 に答えなさい。

小問 1

昭和 50 年判決は、憲法 22 条 1 項の職業選択の自由の保障に関し、職業がどのような性格と意義をもっていると解しているかを説明しなさい。

小問 2

昭和 50 年判決は、憲法 22 条 1 項に定められる「職業選択の自由」として保障される自由をどのようなものと捉えたのかを説明しなさい。

小問 3

昭和 50 年判決は、職業の許可制をどのようなものと捉えたのかを、その合憲性が肯定されるための要件と関連づけて説明しなさい。

小問 4

昭和 50 年判決は、小売商業調整特別措置法の規制を合憲と判断した最高裁判決（最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 586 頁〔昭和 47 年判決〕）とは「趣きを異にし」ているので昭和 47 年判決において示された法理は「必ずしも本件の場合に適切ではない」と述べている。薬事法の適正配置規制と小売商業調整特別措置法の規制とはいかなる点で「趣きを異にし」ているといえるのかを、昭和 47 年判決で述べられている法理とはどのようなものであるかにも言及した上で、説明しなさい。

小問 5

最高裁は、平成元年の 2 つの判決において、薬事法の適正配置規制と同様の規制である公衆浴場法の適正配置規制について憲法 22 条 1 項に違反しないと判断している（最二小判平成元年 1 月 20 日刑集 43 卷 1 号 1 頁・最三小判平成元年 3 月 7 日判時 1308 号 111 頁）。同様の規制であるにもかかわらず、憲法 22 条 1 項に違反するか否かについての判断が異なったのはいかなる理由によるかと考えられるかを説明しなさい。